

「やまなし野菜」産地強化事業実施要領

(趣 旨)

第1条 県では、令和6年3月に改定したやまなし野菜振興計画において、今後、重点的に振興していく主要野菜、特色ある地域伝統野菜を「やまなし野菜」と位置づけ、施策を展開していくこととしている。

県内の野菜産地では、高齢化等による生産者数、作付面積の減少などに加え、近年では異常気象や連作障害の発生などにより生産が不安定となる事例が見られ、安定した生産出荷への対応が必要となっている。

そこで、こうした課題に対応し、各地域で今後振興していく「やまなし野菜」の生産力を向上するため、高品質化や安定生産に向けた栽培実証等の取組を支援し、県内各地の野菜産地の強化につなげる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、野菜生産を行っている2名以上の農業者等で組織される団体、その他知事が認める団体等とする。

(事業対象品目)

第3条 事業対象品目は、やまなし野菜振興計画において、「やまなし野菜」として位置づけられている品目（主要野菜：スイートコーン、なす、トマト、きゅうり 地域特産野菜：大塚にんじん、やはたも、あけぼの大豆（枝豆））及び各地域別振興方針の記載品目等とする。

(事業内容)

第4条 事業内容は、次に掲げる取組とする。

- (1) 作期拡大に向けた新技術の導入・実証等の取組
- (2) 温暖化など気象変動に対応した作型の実証等の取組
- (3) 新品種の導入に向けた取組
- (4) 栽培マニュアル等の作成
- (5) その他知事が必要と認める生産性向上に向けた取組

(事業実施手続き)

第5条 この事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

- (1) 事業実施を希望する事業実施主体等は、関係機関や農務事務所と事業の内容を検討し、県が実施する要望調査等において、希望する取組内容、対象品目及び実施時期を農務事務所に報告し、農務事務所は所管課に報告する。
- (2) 所管課は、要望調査等で生産力の向上に必要と認められる取組について、農務事務所を経由して、当該事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合、別に定める「やまなし野菜」産地強化事業費補助金交付要綱に定める交付申請書・実施計画書を作成し、農務事務所を経由して、知事に提出するものとする。

(事業の実施)

第6条 交付決定を受けた事業実施主体は、必要に応じて関係法令等に基づく所要の経手を経た上で、実施計画書に基づき適正かつ効率的に事業を実施するものとする。

(事業の実績報告・評価等)

第7条

- (1) 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日または交付決定をした年度の2月15日のいずれか早い期日までに、交付要綱に定める実績報告書を作成し、農務事務所を経由して知事に提出するものとする。
- (2) ただし、作付け時期等の影響により、交付決定年度内に技術実証が終了しない場合、技術実証等の取組成果については、交付決定年度の翌年度の2月15日までに任意の様式により知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、事業実施主体や農務事務所長に対し、事業完了後5年間について、技術実証の成果として生産状況や販売状況などの報告を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月22日から施行する。